

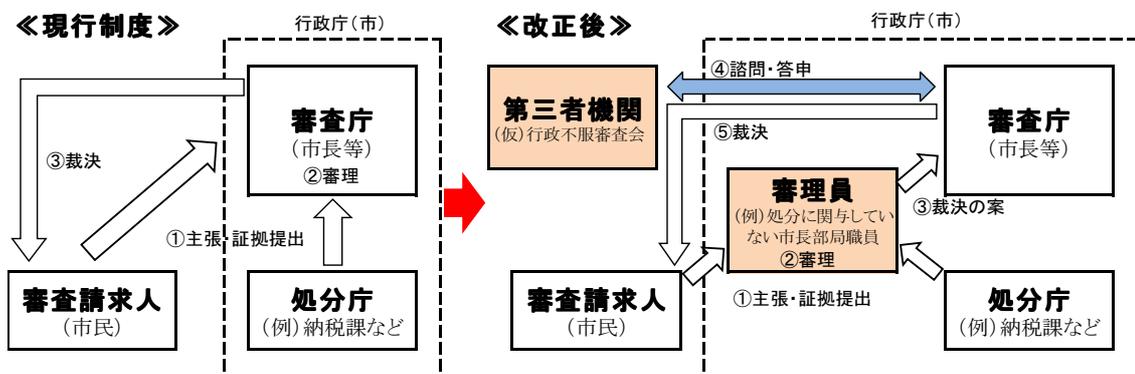
行政不服審査会条例（案）について

行政不服審査制度について、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、行政不服審査法が全部改正され、約50年ぶりに抜本的な見直しが行われました。

改正後の行政不服審査制度では、自治体に、不服申立ての審理における客観性・公正性を確保するため、不服申立てに対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関（附属機関）を設置することとされています。

このため、本市におきましても行政不服審査法に基づき、第三者機関として行政不服審査会を設置するための条例の制定を予定していることから、市民の皆さまのご意見を募集します。

1 行政不服審査法の改正概要（平成28年4月1日施行）



※その他不服申立て手続を審査請求に一元化（異議申立て手続廃止）、審査請求ができる期間の延長（60日→3か月）など。

2 条例（案）の概要

○審査会の所掌事項

○審査会の組織・委員

- ・委員の人数を5名以内とします。
- ・委員は学識経験者、専門的知見を有する方で構成します。
- ・委員の任期は2年とします。
- ・委員の守秘義務

○委員が守秘義務に違反した場合の罰則

3 条例の制定に伴うその他条例の一部改正

個人情報開示請求と情報公開請求に関する不服申立てについては、従前どおりとし、審理員による審理手続は行わないこととします。このため、江別市個人情報保護条例と江別市情報公開条例について一部改正を行います。